

施設等利用費の請求方法について

★ご注意ください★

請求には、『領収書』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』（または領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書）が必要です。利用施設から渡されたら、請求まで大切に保管いただきますようお願いいたします。**請求書の請求者は、提供証明書の保護者名と一致**させてください。

請求が必要な方

施設等利用給付2・3号認定（新2・3号認定）を受けた児童の保護者

提出先

お通りの認可外保育施設等（一時保育の定期利用を含む）

※卒園又は退園された場合や請求が間に合わなかった場合は、その都度、相模原市役所保育課へ提出してください。

※ベビーシッターや一時保育（定期利用以外）、病児保育等のみを利用した場合は市保育課へ提出してください。

提出締切

①令和7年 1月17日（金）：令和6年10月～12月利用分

②令和7年 4月11日（金）：令和7年 1月～ 3月利用分

※上記締切もしくは施設が定める締切までにご提出ください。

上記以降での請求も可能ですが、請求可能な時効は2年となります。

必要書類

（1）請求書（原則として3か月分を1枚の請求書で請求）

※施設から受け取るか、相模原市ホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/1018656/1017964.html>

（2）通帳のコピー等（初回請求時または振込先口座の変更時）

※可能な限り横浜銀行の口座をご指定いただきますようお願いいたします。

（3）『領収書』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』（請求月分）

※『領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書』は1枚で『領収書』と『提供証明書』を兼ねている書類です。

請求可能な金額

施設等利用給付 2・3号認定（新 2・3号認定）を受けた期間内に利用した施設等の利用料については、下記のとおり請求できます。

【新 2号認定を受けている場合】

月額 37,000円と実際のお支払額を比較して、低い方の金額

【新 3号認定を受けている場合】

月額 42,000円と実際のお支払額を比較して、低い方の金額

【複数の認可外保育施設等を利用している場合】

利用した施設等の利用料の合計額と上限額を比較して、
低い方の金額。

例) 4歳児（新 2号認定）で、認可外保育施設Aで 3万 5千円、一時預かりで 5千円利用
→合計額 4万円と上限額 3万 7千円を比較し、低い方の 3万 7千円が請求額

＜施設の併用利用について＞

Q: 幼稚園に在籍していますが、認可外保育施設も利用しています。認可外保育施設の利用分は無償化の対象ですか。

A: 原則として、幼稚園・認定こども園に在籍している場合、認可外保育施設の利用分は無償化の対象外です。ただし、園の預かり保育が一定基準以上（平日 8 時間、年間 200 日以上）を実施していない園に在園の場合、認可外保育施設等の利用料を含めて上限の範囲内で無償化の対象となります。

Q: 相模原市認定保育室に在籍していますが、併用利用可能ですか。

A: 認定保育室の保育料が上限額に満たない場合は可能です。ただし、認定保育室の保育料については市から施設へ支払い、保護者の皆様は上限額を超えた分のみ園へ支払う仕組みとなっているため、併用分として請求可能な金額がいくらになるか注意が必要です。

お振込み

請求月から 2 か月以内

※通帳には、「ホイクカキユウフヒ」（保育課給付費）または「ホイクカ、サガミハラシ」（保育課、相模原市）と印字されます。

問い合わせ先

〒252-5277

相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所 保育課 教育・保育推進班（市役所本館 4 階）

電話 042-769-8341（直通）